

オレンジカフェ「おおたん」運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりに寄与し、認知症の人の介護者の精神的負担の軽減及び地域における認知症に関する知識の普及啓発を図るための認知症カフェを開催する者に対して、オレンジカフェ「おおたん」運営支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認知症カフェ」とは、太田市認知症カフェ（オレンジカフェ「おおたん」）登録事業実施要綱（令和3年4月1日太田市制定）第2条第1項に規定する認知症カフェをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、太田市認知症カフェ（オレンジカフェ「おおたん」）登録事業実施要綱の規定に基づき認知症カフェの登録を受け、認知症カフェの開催に係る事業を確実に実行でき、適切な認知症カフェの運営ができると認められる者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認知症カフェの開催に係る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認知症カフェの開催に要する経費のうち、別表に掲げる経費（補助対象者が法人の場合にあっては、その構成員に支弁する経費及び当該法人又は構成員の所有又は占有に係る物品の購入に係る経費、個人の場合にあっては、個人の所有又は占有に係る物品の購入に係る経費を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その限度額は、補助対象者1者につき60,000円（認知症カフェの開催月数が12月に満たない場合は、開催月数に5,000円を乗じて得た額）とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第5条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の開始前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の変更又は中止)

第8条 補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた後において補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）又は中止をしようとするときは、規則第9条の規定により申請しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、交付決定された補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年の会計年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第3号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）

(留意事項)

第10条 補助事業者は、太田市認知症カフェ（オレンジカフェ「おおたん」）登録事業実施要綱第8条に規定する事項に留意しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、これらの書類を当該補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費	経費の内容
報償費	講師及び外部講師に対する謝礼金（交通費を含む。）
需用費	事務用品等の消耗品費、材料費、書籍購入費及びポスター・チラシ等の印刷製本費
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料及び機械等の賃借料
その他の経費	その他市長が認知症カフェの運営に必要と認める経費